

北浜地区・藤倉二丁目地区

事業着手に向けて作業を進めています

被災市街地復興土地区画整理事業が都市計画決定している北浜地区・藤倉二丁目地区。工事に着工する前に必要となるのが、都市計画の「事業認可」です。北浜地区では3月に県に事業認可申請を行い、認可を得て整備に着手していきます。藤倉地区では平成25年度の早い時期に事業認可申請を行います。

北浜地区

個別相談会や説明会を実施し、土地利用や公園の配置など、具体的な検討を行い、権利者の方々のご意見を踏まえて事業計画を作成していきます。

また、隣接する緑地護岸の整備事業（県事業）についても現在、安全や景観に配慮した設計に取り組んでおり、区画整理事業と一体的に進めていきます。



イメージパース

藤倉地区

土地区画整理事業と一体的に実施する都市計画道路新浜町杉の下線道路事業では、緊急時の避難路の確保として道路幅員を12メートルに拡幅することにより防災性を向上させ、歩行者の安全を確保します。また、道路の下に雨水幹線を整備し、藤倉地区の浸水・冠水被害の改善を図ります。



イメージパース

住民説明会での質疑より

- Q. 雨が降るたびに水害が心配。先に雨水幹線を整備することはできるのですか。（藤倉）
 A. 下水道事業を急ぎたいと考えていますが、一部道路を整備しないと雨水幹線が整備できない箇所もあります。先行して実施できるものから進めていきます。

一歩一歩 着実に、復興に向けた事業が進んでいます

これまで、復興事業について各種調査や検討を行ってきましたが、現在、実施に向けてより詳細な事業計画の作成を行っています。今後、必要な手続きを経て、事業に着手していきます。また、東日本大震災復興交付金事業計画の5回目の申請を行い、新たに76億円の事業費が採択されるとともに本市の災害公営住宅の整備の全体計画が決まりました。

塩子と釜男の

区画整理事業って？



A. なるほどね〜



Q. もちろん、簡単に決められることではないから、住民のみなさんにきちんと理解してもらおうことが大切なんだ。説明会や相談会を繰り返して、法定手続きの下に進められるんだって。

A. なんだか難しそう。



A. 権利者一人ひとりの話し合いをして決めるんだけど、土地を交換したり、建物を残す場合もあったり、いろいろな方法があるんだよ。

Q. 残っている建物はどうなるの？



A. 土地の形を整理することで効率的な土地利用になるんだよ。しかも、今回は津波浸水区域で行うから土地のかさ上げもするなど、災害に強いまちになるんだよ。

Q. えっ土地が狭くなるの？

A. 土地の形を整理することで効率的な土地利用になるんだよ。しかも、今回は津波浸水区域で行うから土地のかさ上げもするなど、災害に強いまちになるんだよ。



A. より安全で住みやすいまちにするため、土地の区画を整えて、道路や公園などの公共施設を作ったり改善したりするんだよ。そのために、地権者から土地の一部を提供してもらおうんだ。

Q. 区画整理事業って何のためにするの？